

令和 6 年度相談支援部会の総括について

1 令和 6 年度相談支援部会の目指すべき方向性と課題

(1) 目指すべき方向性

障がい児（者）や、家族が抱える日常生活の困りごと相談への対応のため、相談支援事業者が中心となり、次のことを協議する。

- ア 障がい児（者）の生活課題の整理と検討
- イ 社会資源の検証・開発
- ウ 困難事例
- エ サービス等利用計画等の作成にあたってのスキルアップ
- オ 虐待相談

(2) 令和 6 年度の課題

- ア 報酬改定に関する情報共有
- イ 研修会の開催
- ウ 困難事例に対する検討

2 協議の成果

(1) 自然災害等への対応

令和 5 年度に相談支援専門員の災害時の初動に関する「新災害時アクションプラン」を定めたところであり、その実効性を高めるため、利用者の情報を記載する災害時情報共有シートを相談支援事業所間で迅速に共有できるようラインワークスを活用することとした。ラインワークスを使って災害訓練を実施した結果、災害時情報共有シートの修正の必要性があったため、議論を重ねている。

(2) 研修会の開催

令和 7 年 1 月 1 4 日に成年後見制度を学ぶ研修会を開催した。権利擁護の一環である成年後見制度について、改めて理解を深め、障がい者に対する支援を行う関係者が、本人や家族等からの成年後見制度利用に関する相談に対し適切に対応できるよう図った。

(3) 困難事例への対応および課題解決に向けた事例検討

平成 2 8 年度から実施している事例検討会について、スーパービジョンの手法で行った。事例検討会は利用者に焦点をあてたものだが、スーパービジョンは支援者に焦点をあて、支援の方法について検討し、新しい気づきを得ることができるものである。今年度は 2 回実施し、相談支援専門員のスキルアップのみならず、ひいては、本市の相談支援体制の強化にもつながる良い機会となった。

(4) 虐待防止に係る部会

障がい者の虐待防止に係る部会の設置について協議し、部会の設置について次の意見が挙がった。

- ア さまざまな業種の視点から検討することによって、支援方法が広がるため、部会は必要と考える。

イ 部会で何を話し合うのか、委員は誰になるのか具体的なイメージがわからないため、判断が難しい。

アのことから、虐待防止部会の設置は必要だが、委員構成や協議内容など、具体的なことは引き続き協議会で検討すべきと考える。

(5) その他

- ・湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会からの視察依頼により、新災害時アクションプランの説明会を開催した（令和6年10月10日）。
- ・相談支援部会には各相談支援事業所に所属する委員のほか、協力員として市内全ての相談支援事業所が関わっていることから、相談支援業務に関する情報交換および情報共有の場として活用し、横の連携と知識の向上に努めた。

3 今後の部会での協議等

(1) 新災害時アクションプランの災害時情報共有シートについて（継続）

(2) 研修会について（継続）

障がい福祉に関わる職員のスキルの向上、他分野領域との連携につながる研修会の開催に向け、協議を継続する。

(3) 事例検討、業務の疑問点について（継続）

事例については、不登校、保護者の高齢化、生活保護などが挙げられた。

【令和6年度の開催状況】（各部会の前に運営会議を開催）

令和6年	7月9日	第1回相談支援部会（合同部会と同時開催）
	7月17日	第2回相談支援部会
	8月21日	第3回相談支援部会
	9月18日	第4回相談支援部会
	10月16日	第5回相談支援部会
	11月20日	第6回相談支援部会
	12月18日	第7回相談支援部会
令和7年	1月14日	部会研修会（第8回を兼ねる）
	2月19日	第9回相談支援部会